

## 松阪市建設工事検査要領

この要領は、松阪市建設工事検査規則（以下「検査規則」という）の運用に関し必要な事項を定める。

### 1. 検査の執行

- (1) 検査（完成・出来高部分及び中間検査）は、原則として契約監理課検査担当が執行するものとする。ただし、検査規則第5条第2項で定める検査及び契約・検査担当参事が適宜命ずる検査は、併任検査員が執行するものとする。
- (2) 各課及び各振興局が直接契約した工事及び委託業務に係る検査は、上記（1）と同様の扱いとする。
- (3) 検査の方法及び基準は、三重県が定める「土木工事検査基準」、「電気機械設備工事検査基準」、「営繕工事検査基準」及び「測量・調査・設計業務検査要領」の規定による。
- (4) 検査の日時等は、監督員を通じて受注者へ通知する。
- (5) 工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（建設工事請負契約書の条項第38条）の検査は完成検査として行う。
- (6) 契約を解除する場合の出来形部分の検査は、出来高部分検査として行う。
- (7) 検査規則第15条中の「現地において検査しなければならない」の意味は、「一般的に、検査は工事目的物を現地で確認することを原則とする」との意味であるが、書類検査は必ずしも現地でしなければならないということではない。  
従って、現地での検査とは別に書類検査を行う場合においても、受注者は立ち会わなければならない。

### 2. 工事の評定

- (1) 工事の評定は、松阪市請負工事成績評定要綱により行い、評定の対象は契約監理課が契約を締結する請負工事とする。
- (2) 複数の検査員が検査を行った場合の成績の評定にあたっては、合議の上評定する。

### 3. 検査の事務手続き

- (1) 検査要求は、工事竣工検査申請書又は委託業務完成検査申請書により行う。
- (2) 検査要求は、遅くとも検査希望日の7日前までに申請するものとする。
- (3) 検査申請書を受理した後、契約・検査担当参事は、検査命令簿により当該工事等の検査員に検査命令する。
- (4) 検査日時は、検査決定通知書により通知する。

### 4. 検査の対象工事

検査の対象は、松阪市等が発注する契約金額130万円以上の請負工事及び委託業務と

する。ただし、上下水道部及び地域振興局等における請負工事及び委託業務は、契約金額が 300 万円以上とする。

## 5. その他

- (1) 検査に関する書類は、当該工事の契約書類と同様に工事発注課において管理するものとする。
- (2) 検査における不明の点は、契約・検査担当参事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、公表の日（平成 20 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この告示は、公表の日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。